

## 為替手形 解説

「一覧後 30 日払い荷為替手形（信用状付き）のしくみ」を参照。

■ At.....sight of this FIRST Bill of Exchange:「本為替手形の第一券に対して一覧.....の条件で」

△ at sight 「一覧払で」空欄に何も書かれていなければ、このように At sight となり、一覧後 30 日払手形の場合は、At thirty (30) days after sight となります。

△ this FIRST Bill of Exchange 「この為替手形の第 1 券」Bill of Exchange（為替手形）には、外国為替手形と内国為替手形がありますが、この場合は、言うまでも無く外国為替手形のことです。1 通しか振出されない単一手形（Sole Bill）である内国為替手形と異なり、外国為替手形は、通常、2 通で振出される組手形（Set Bill）です。外国為替手形には、第 1 券、第 2 券というような番号を付ける必要があります。この番号を複本番号といいます。手形の複本とは、振出人が同一の内容の手形を数通振出した場合の各手形のことをいいます。この番号がないと複本で発行されても、各手形は、別個の手形とみなされ、独立して流通します。

■ SECOND being unpaid: 「第二券が未払いの場合に限り」

△ SECOND 「為替手形の第 2 券」SECOND の後の Bill of Exchange が省略されています。

■ pay to ..... or order: 「....（手形買取銀行）またはその指図人に支払われたい」

△ to order 「指図に従って」or と order の間に pay to の to が省略されています。つまり、pay to（手形買取銀行）or to order と読むことができます。このように特定の者を権利者として記載し、その者又はその者の指定する者（指図人）に支払うよう指図する文句（pay to ..... or order）が記載されている手形を指図式手形（order bill）といいます。

■ the sum of .....: 「...也の金額」手形金額を文字で記載します。

△ sum 「合計金額」「総額」

・for the sum of fifty dollars（合計 50 ドルで）

■ Value received: 「対価は受領済み」為替買取銀行に荷為替手形（船積書類を添付）を買取ってもらい、輸出代金を既に受領していることを意味しています。正確には、Value has been received というべきですが、簡略化されています。

△ value 「(金銭・物品・労力などに対する)対価、代償」

